

三菱UFJ銀行で取り扱いしております
主な商品のご注意事項について



外貨預金

- ⚠ 為替相場の変動により、円貨を外貨にする際(預入時)の為替相場に比べ、外貨を円貨にする際(引出時)の相場が円高になると引出円貨額が預入円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)場合があります(為替変動リスクがあります)。
- ⚠ 円貨を外貨にする際(預入時)および外貨を円貨にする際(引出時)は手数料がかかります。預入・引出時には手数料分を含んだ為替レートである当行所定のTTSレート・TTBレートをそれぞれ適用します。そのため為替相場に変動がない場合でも往復の為替手数料がかかり、引出円貨額が預入円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)場合があります(TTSレートとTTBレートには、たとえば1米ドルあたり最大2円、1ユーロあたり最大3円、1英ポンドあたり最大8円、1オーストラリアドルあたり最大4円、1ニュージーランドドルあたり最大4円、1スイスフランあたり最大1円80銭、その他通貨は1通貨あたり最大16円の差があります)。異なる通貨の外貨からお預け入れいただく場合の手数料につきましては窓口にてご確認ください。
- 外貨預金は預金保険制度の対象ではありません。
- 外貨現金での預入・引出、外貨T/C(トラベラーズチェック)での預入に際しては、手数料がかかります。
外貨現金：たとえば1米ドルあたり預入時2円(外貨定期預金・外貨貯蓄預金の場合1円)・引出時1円80銭、
その他通貨は1通貨あたり最大8円。
外貨T/C：預入時には当行所定の立替金利(日々変動いたします)がかかります。なお、T/Cでの引出はできません。
※店舗によってはお取り扱いできない場合がありますので事前にご相談ください。
- 為替相場の急激な変動によりお取り扱いを中断、または停止する場合があります。
- 個人のお客さまの場合、原則として成年のご本人さまによるお取引とさせていただきます。
未成年のお客さまのお取引は、原則、親権者さまのお取引に限らせていただきます。
くわしくは窓口へお問い合わせください。
- 説明書は窓口またはホームページにてご確認ください。
- 外貨預金のお申し込みにあたっては、契約締結前交付書面等を十分にお読みください。

投資信託

- ⚠ 投資信託は預金ではなく、当行が元本を保証する商品ではありません。
- ⚠ 投資信託の基準価額は、組入れ有価証券(株式・債券等)等の値動きにより変動しますので、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- ⚠ 組入れ有価証券(株式・債券等)等は、株式指標・金利・その有価証券等の発行者の信用状態の変化等や、取引が十分な流動性の下で行えない(流動性リスク)等を原因とした値動きにより変動します。
- ⚠ 外貨建資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動(為替変動リスク)により基準価額が変動しますので、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- ⚠ 外貨建投資信託の場合、純資産価格も外貨建てで表示されているため、外貨建てで元本を上回っていても外国為替相場の変動により、純資産価格の円貨換算が円による投資金額を下回る場合があります。
- ⚠ 投資信託の代表的な手数料等は以下の通りです。これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各ファンドの手数料等の詳細は契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)・販売用資料等でご確認ください。
 - ① 購 入 時：購入時手数料がかかるファンドがあります。購入時手数料には消費税がかかります。
 - ② 運用期間中：運用管理費用(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差し引かれます。また、その他監査報酬・有価証券売買時の売買委託手数料・組入れ資産の保管費用等の諸費用等が差し引かれます。
 - ③ 換 金 時：信託財産留保額・換金手数料がかかるファンドがあります。また、外貨に両替して購入・換金するファンドには所定の為替手数料がかかります。購入時の適用為替相場と換金時の適用為替相場には差があるため、為替相場に変動がない場合でも、換金時の円貨額が購入時の円貨額を下回る場合があります。
- 投資信託は預金保険制度の対象ではありません。また、当行で取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。ただし、金融商品仲介で取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象となります。
- 当行はご購入・換金のお申し込みについて取り扱いを行っております。投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。
- 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入いただきましたお客さまに帰属します。
- 当資料は当行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のご購入に際しては、必ず最新の契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)により商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。ファンドによっては一定期間は換金手数料のかかるものや、信託期間中に換金ができないもの、特定日にしか換金の申し込みができないものがあります。
- 投資信託は長期投資に適した商品です。また上記の手数料等がかかることから、短期間に売買を繰り返すと、一般的にはお受取金額が投資元本を下回る可能性が高くなります。
- 個人のお客さまの場合、原則として成年のご本人さまによるお取引とさせていただきます。
未成年のお客さまのお取引は、原則、親権者さまのお取引に限らせていただきます。
くわしくは窓口へお問い合わせください。
- 契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)は、当行の本・支店等の投資信託販売窓口にてご用意しております(インターネットバンキング専用ファンドについては、インターネットによる電子交付となります)。

金融商品仲介

- 当行は三菱UFJモルガン・スタンレー証券とは別法人であり、金融商品仲介のご利用にあたっては、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の証券総合口座の開設が必要です。口座開設のお手続きは当行の窓口にて承ります(お取引口座は三菱UFJモルガン・スタンレー証券に開設されます)。
- 当行が登録金融機関としてご案内する金融商品仲介の投資信託は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券によるものであり、当行が提供するものではありません。
- ご購入いただいた有価証券等は三菱UFJモルガン・スタンレー証券に開設された口座でお預かりのうえ、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の資産とは別して保管されます。
- 当行において金融商品仲介のお取引をされるか否かが、お客さまと当行の預金、融資等他のお取引に影響を与えることはありません。また、当行での預金、融資等のお取引内容が金融商品仲介のお取引に影響を与えることはありません。
- 一部ご利用いただけない店舗があります。

MUFGファンドラップ

- ⚠** 「MUFGファンドラップ(以下、「ファンドラップ」といいます)は、国内および外国の株式や債券等に投資する投資信託を投資対象としておりますので、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。これらの運用成果は全てお客さまに帰属します。投資対象とする投資信託の基準価額の変動要因には、価格変動リスク・信用リスク・流動性リスク・カントリーリスクがあり、外貨建資産に投資する場合は為替リスク等もあります。
- ⚠** ファンドラップでは、投資一任契約に基づく運用を行います。預金とは異なり元本および利回りの保証はありませんので、運用成果はすべてお客さまに帰属します。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。ただし、別途開設するファンドラップ預り金管理口座は預金保険制度の対象となります。
- ⚠** お客さまにご負担いただく報酬(費用)には、①投資一任運用にかかる報酬と、②投資対象にかかる費用があります。報酬(費用)の合計はこれらを足し合わせた金額となります。
 - ①投資一任運用にかかる報酬について/報酬タイプは、固定報酬型と成功報酬型からご選択いただけます。なお、ご選択いただく運用コースにより報酬料率が異なります。
 - ※2024年7月1日より、下方リスク抑制コースは新規契約の受付を停止しています。
 - <固定報酬型> [リスク分散コース]投資顧問料最大0.32725%(年率・税込)と残高手数料最大0.98175%(年率・税込)
[下方リスク抑制コース]投資顧問料最大0.14300%(年率・税込)と残高手数料最大0.42900%(年率・税込)
 - <成功報酬型> [リスク分散コース]投資顧問料最大0.14025%(年率・税込)と残高手数料最大0.98175%(年率・税込)
[下方リスク抑制コース]投資顧問料最大0.05500%(年率・税込)と残高手数料最大0.42900%(年率・税込)
 - 成功報酬型は投資顧問料と残高手数料に加え、超過収益に対して11%(年率・税込)を乗じた額の成功報酬がかかります。超過収益が発生しない年は、成功報酬はいただきません。
 - ②投資対象にかかる費用について/投資信託ごとに運用管理費用(信託報酬)および信託事務の諸費用(監査費用を含みます)等、間接的にご負担いただく費用があり、日々の基準価額に反映されています(運用管理費用<信託報酬>は、各投資信託の信託財産の純資産総額に対して、最大2.20%<年率・税込>)。
- ⚠** 投資信託によっては、換金する際に信託財産留保額をご負担いただく場合があります(換金時の基準価額に対して、最大0.50%)。
- ⚠** これらの費用等の合計額および上限額は、資産配分比率・運用状況・運用実績等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載できません。
- ファンドラップでお預かりしている三菱UFJ信託銀行の関係法人等(親法人等・子法人等)の投資信託のうち、三菱UFJ信託銀行が当該投資信託へ助言を行うものについては、投資信託の信託報酬の中から助言料をお支払いいただいておりますので、新たな助言料のお支払いはありません。また、投資顧問料と別に助言料をいただくこともありません。
- 運用開始日から2年(運用資金待機コース選択期間を含みます)を経過した日の属する計算期間の翌計算期間以降は、三菱UFJ信託銀行所定の報酬率(投資顧問料率・残高手数料率)の70%の料率を適用する長期保有割引制度があります。ただし、成功報酬型をご選択の場合、固定料率部分には割引が適用されませんが、実績連動部分(成功報酬)には割引が適用されません。
- 運用資金待機コースの選択期間中は、投資顧問料および残高手数料は発生しません(成功報酬型をご選択の場合、成功報酬は発生します)。なお、運用資金待機コースを選択中においても、運用管理費用(信託報酬)および信託財産留保額等の費用がかかります。
- 報酬(費用)について、くわしくは三菱UFJ銀行からお渡しするパンフレット・「[MUFGファンドラップ]のお申し込みにあたって」(契約締結前交付書面)・運用計画書等でご確認ください。
- ファンドラップは三菱UFJ信託銀行が提供する投資一任運用サービスです。
- ファンドラップのお取引の有無が、現在または将来の融資その他の取引に不利な影響を与えることはありません。
- ファンドラップの契約の際には、パンフレットならびに三菱UFJ銀行より交付する「[MUFGファンドラップ]のお申し込みにあたって」(契約締結前交付書面)等で内容を十分にご確認ください。
- ファンドラップには、クーリング・オフ制度は適用されません。
- 投資信託の譲渡による利益については、適用される税率にしたがって課税されます。また、投資信託の譲渡による利益は、投資信託の譲渡価額と取得価額との差分により計算されます。ファンドラップでは投資一任契約に基づき三菱UFJ信託銀行の裁量により投資信託の取得および譲渡を行いますので、取得価額が変動します。これにともない、譲渡による利益も変動します。譲渡益が発生した場合には、原則としてお客さまの「ファンドラップ預り金管理口座」から源泉徴収します(特定口座<源泉徴収あり>)をご選択の場合)。
- ファンドラップでは、特定口座(源泉徴収あり・源泉徴収なしとも)のお取り扱いが可能です。ただし「資産運用口座」等で、すでに三菱UFJ信託銀行で特定口座をご利用のお客さまは、ファンドラップで重複して特定口座をお申し込みいただけません。特定口座をご利用の場合は、特定口座内で損益通算を行います。
- ファンドラップの契約にあたっては、三菱UFJ信託銀行所定の手続き(普通預金口座開設等)が必要です。
- 本商品は三菱UFJ信託銀行の商品であり、三菱UFJ銀行は三菱UFJ信託銀行の信託代理店として取り扱っています。※一部お取り扱いしていない店舗があります。
- 本商品につき三菱UFJ銀行は信託代理店として媒介(商品のご提案と申込書類の受領・取次)をいたしますが、契約に際しては、お客さまと三菱UFJ信託銀行が契約当事者となります。
- 本商品につき三菱UFJ銀行から三菱UFJ信託銀行に信託代理店業務に必要な情報提供を行います。
- 本資料は金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、三菱UFJ銀行が作成した資料です。
- 「[MUFGファンドラップ]のお申し込みにあたって」(契約締結前交付書面)等は、三菱UFJ銀行の本・支店等の窓口にてご用意しています。

個人年金保険・終身保険等の保険

- ⚠️ 保険は預金ではなく、当行が元本を保証する商品ではありません。
- ⚠️ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・給付金額・年金額等が削減されることがあります。
- ⚠️ 商品種類・運用状況・経過年数等によっては、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク等により、積立金額・年金額・解約返戻金額等が払込保険料を下回る場合があります。
- ⚠️ 商品種類によっては、ご契約時の契約初期費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用・運用関係費用・年金管理費用等がかかる場合があります。また、ご契約から一定の期間内に解約された場合、解約控除(費用)がかかる場合があります。外貨建保険等では、円貨を外貨に交換して保険料を払い込みになる場合、または、外貨建ての年金・死亡保険金・解約返戻金等を円貨に交換する場合、交換時の為替相場により円貨額が変動します。また、為替相場に変動がない場合でも、円貨からお申し込みの際にはTTS(円貨から外貨への換算相場)、円貨で年金等をお受け取りの際にはTTB(外貨から円貨への換算相場)を基準とする相場を適用するため、為替手数料がかかります。ご負担いただく手数料種類やその料率は商品によって異なります。そのため具体的な金額・計算方法は記載することができません。各商品の費用等の詳細は「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。
- 当行は保険の募集代理店です。保険の引き受けは行っておりません(保険の引き受けは、引受保険会社で行っております)。
- 当行は契約締結の媒介を行います。そのため、お客さまのお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに契約は成立します。
- 預金保険の対象ではありませんが、保険会社が加入する生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構の保護対象です。万一、引受保険会社が破たんした場合には、生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構の保護措置が図られますが、ご契約の際にお約束した保険金額・給付金額・年金額等が削減されることがあります。
- 保険業法上の規制にもとづき、商品によっては、お客さまの「お勤め先」や「当行への融資お申込状況」等により、当行で保険をお申し込みいただけない場合があります。
- 保険をお申し込みいただくかどうか、当行でのお取引(預金・融資等)に影響するものではありません。
- 商品によっては、被保険者に健康状態等について告知をしていただく必要があります。また、被保険者の健康状態等によりご契約いただけない場合があります。なお、当行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)には告知受領権がありませんので、担当者に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。
- 商品によっては、保険契約を有効に継続させるためには、払込方法に応じた期日までに継続的に保険料を払い込んでいただく必要があります。保険料の払い込みが遅れて、一定期間が経過すると契約が失効します。保険契約が失効した場合には、契約の効力がなくなり、保険金等が受け取れませんので、ご注意ください。
- 保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合には、ただちに保険会社または当行までご連絡ください。保険金・給付金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合につきましては、各商品の「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。
- ご検討にあたっては、商品の詳細・諸費用について、各商品の「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。
- 保険のお申し込みの際は必ず、保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。くわしくは、取扱窓口までお問い合わせください。

公共債

- ⚠️ 公共債は預金ではなく、当行が元本を保証する商品ではありません。
- ⚠️ 公共債(個人向け国債を除く)の価格は、金利水準の変化や発行者等の信用状況により価格が変動しますので、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となり、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- ⚠️ 市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ⚠️ 発行者や元金の支払いを保証しているものの信用状況の悪化等によって損失が生じることがあります。
- ⚠️ 公共債を募集・売出し等により、または当行との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただけます。
- ⚠️ 個人向け国債を中途換金する際、原則として下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。なお、発行から1年間、原則として中途換金はできません。
 - ※発行から一定期間の間に中途換金する場合には、下記の中途換金調整額が異なることがあります。くわしくは、窓口へお問い合わせください。
- ・直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
- 公共債は預金保険制度の対象ではありません。
- 公共債(個人向け国債を除く)のお取引は、主に募集・売出し等や当行が直接の相手方となる等の方法により行います。個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。
- 公共債のお申し込みの有無が、現在または将来の融資その他の取引に不利な影響を与えることはありません。
- 公共債の運用による利益および損失は、公共債をご購入いただきましたお客さまに帰属します。
- 公共債の購入代金は、約定日から受渡日までの間、付利されません。
- 公共債のご購入に際しては、必ず契約締結前交付書面により内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
 - ※契約締結前交付書面は、当行の本・支店等の窓口にてご用意しております。
- 個人のお客さまの場合、原則として成年のご本人さまによるお取引とさせていただきます。未成年のお客さまのお取引は、原則、親権者さまとのお取引に限らせていただきます。くわしくは窓口へお問い合わせください。

株式会社 三菱UFJ銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人 全国銀行協会 全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772 月~金曜日9:00~17:00(祝日・12/31~1/3等を除く)